

修文大学短期大学部 試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、修文大学短期大学部学則第27条の規定に基づいて、修文大学短期大学部の試験に関して必要な事項を定める。

(試験の時期)

第2条 定期試験は原則として、各学期末に実施する。

(試験の種類)

第3条 試験は定期試験、追試験、再試験の三種とする。

(受験資格)

第4条 受験資格について、次の各項のいずれかに該当する場合は受験資格を認めない。

- (1) 当該科目において所定の履修手続きをしていない者。
- (2) 受験すべき当該科目における出席回数が各学期の授業回数の3分の2に達しない者。
(遅刻、早退は3回をもって欠席1回とみなす)。
- (3) 訪問介護員、製菓衛生師、栄養士、保育士、幼稚園教諭等の養成に係る授業科目については出席回数が規定回数に達しない者。
- (4) 「(2)」および「(3)」について、教授会においてやむを得ない事情と認め受験を許可し、学科担当教員が不足回数を補講する場合はこの限りでない。
- (5) 所定の授業料等学納金が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。
- (6) 学生証を所持していない者。ただし、学生証の再発行申請中の者および不携帯の者は、教務課において所定の手続き（不携帯の者については手数料も含む）をすることにより発行される「仮受験証」をもって受験を認める。なお、「仮受験証」は学生証の再発行申請中の者については当該の試験期間有効、不携帯の者については当日限り有効である。
- (7) その他、教授会において受験資格喪失の判定を受けた者。

(試験の成績)

第5条 各科目の成績は各学期末の試験結果、平常の学習態度、受講中の試験成績、出席日数等を斟酌し認定する。

2 各科目の成績については以下のとおりとする。

- (1) 100点を満点とし60点以上を合格とする。
- (2) 100点以下80点以上を「A」と表記する。
- (3) 79点以下70点以上を「B」と表記する。
- (4) 69点以下60点以上を「C」と表記する。
- (5) 59点以下を「D」と表記し、不合格とする。

(追試験)

第6条 病気その他やむを得ない事情のためにより定期試験を受けられない場合には、追試験が

許可されることがある。その場合は、原則として当該科目試験終了後7日以内に所定の追試験願に欠席の事由を付し、その事由を証する書類を添付して提出しなければならない。なお、その提出に関しては代理人をもって行うことができる。ただし、追試験が許可されるのは、次の各号のいずれかに該当する者で所定の手続きを完了し、教授会で認定された者とする。

- (1) 天災地変のため出席不可能となった者。(公的証明書)
- (2) 公共交通機関の不通および延着のために欠席した者。(当該機関発行の証明書)
- (3) 病気・事故・怪我により欠席した者(医師の診断書、事故証明書)
- (4) 忌引のために欠席したもの。(会葬礼状)
- (5) 卒業年度の学生で就職試験、編入学試験等で欠席したもの。(就職試験による定期試験欠席証明書)
- (6) その他特別な事由により、学長が正当として認めた者。(必要に応じ証明書類)

2 追試験は原則として再試験と同時に行い、1回限りとする。

3 追試験の成績は「実点」とする。

4 追試験を認められた場合は、1科目につき所定の追試験料を所定の期日までに納入するものとする。

5 病気(学校感染症)のため、追試験を認められた場合は、追試験料を免除する。

(再試験)

第7条 定期試験の結果、次の各項に該当する者は該当科目毎に所定の手続きをもって、再試験を受験することができる。

- (1) 成績が「D」のため単位が認定されなかった科目。
- (2) 提出物(レポート、作品等)を所定の期限内に提出しなかった科目で、および正当なる理由なく試験を受けなかった科目でその後、教授会の許可を得た科目。

2 再試験は原則として、追試験と同時に行い、1回限りとする。

3 再試験に合格した者はすべて「C」をもって単位を認定する。

4 再試験を希望する者は、1科目につき所定の再試験料を期日までに納入する。

(不正行為)

第8条 試験において、試験中に不正行為を行った者はその試験は無効とし、その後の試験については受験を認めない。当該学生の処分については教授会で決定する。

(追・再試験延期)

第9条 追試験、再試験を受けることのできなかつた者は単位不認定とする。ただし、追試験、再試験と学外実習もしくは就職採用試験(就職内定先からの期日の変更できない召喚等を含む)が重複する場合、および尾張西部以外で自分の居住地域に暴風警報が発令され追試験、再試験が受験できなかつた場合は「追・再試験延期願」の提出により、追試験、再試験を延期して受験することができる。

(暴風警報発令時)

第10条 暴風警報発令中の処置については次のとおりとする。

尾張西部に暴風警報発令中の場合の処置

- (1) 午前 7 時現在、尾張西部に暴風警報が発令中の場合は、午前の定期試験もしくは追試験、再試験は中止とする。
- (2) 午前 10 時までに尾張西部の暴風警報が解除された場合は、午後の定期試験もしくは追試験、再試験（第三部午後登校番含む）は実施する。
- (3) 午前 10 時を過ぎても尾張西部の暴風警報が発令中の場合は、全日の定期試験もしくは追試験、再試験を中止とする（第三部午後登校番含む）。

なお、中止となった定期試験もしくは追試験、再試験は延期する。

2 尾張西部以外の地域に暴風警報発令中の場合の処置

- (1) 尾張西部下に暴風警報が発令されていなければ、定期試験もしくは追試験、再試験は実施する。
- (2) 午前 7 時現在、自分の居住地域に暴風警報が発令中の場合は、午前の定期試験もしくは追試験、再試験は公認欠席扱いの対象とする。
- (3) 午前 10 時までに自分の居住地域の暴風警報が解除された場合は、午後の定期試験もしくは追試験、再試験（第三部午後登校番含む）は公認欠席扱いの対象とはならない。
- (4) 午前 10 時を過ぎても自分の居住地域に暴風警報が発令中の場合は、全日の定期試験もしくは追試験、再試験を公認欠席扱いの対象とする（第三部午後登校番含む）。

なお、受験できなかった定期試験については追試対象となり（第 8 条）、受験できなかった追試験、再試験については延期して受験することができる（第 9 条）。

（雑則）

第 11 条 この規程に定めるものの他、試験に関する必要事項は学則の規定を準用する。

- 2 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、教授会が決定する。

附 則

- 1 本規程は昭和 44 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本規程は昭和 53 年 4 月 1 日より施行（一部改正）する。
- 3 本規程は平成 6 年 4 月 1 日より施行（一部改正）する。
- 4 本規程は平成 17 年 9 月 1 日より施行（一部改正）する。
- 5 本規程は平成 18 年 2 月 1 日より施行（一部改正）する。
- 6 本規程は平成 19 年 4 月 1 日より施行（全面改正）する。
- 7 本規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行（一部改正）する。
- 8 本規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行（一部改正）する。
- 9 本規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行（一部改正）する。